

府中市監査委員告示第1号

監査の結果に基づく措置の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、別添のとおり公表する。

令和6年4月2日

府中市監査委員	町	田	昌	敬
同	太	田	進	司
同	酒	井	克	典
同	高	津	み	どり

改善・検討の対応状況

令和5年度財政援助団体等監査（一般社団法人まちづくり府中）

区 分 （改善・検討）

3 会計経理等について

出資団体に係る会計経理について、各種出納関係帳票、預金通帳、領収書等の証拠書類を確認したところ、計数等に誤りはなく、適正に執行されていることが認められた。

なお、人件費の支出について、賃金台帳、勤怠管理簿、出張命令簿、給与明細、労働者名簿、通帳等の証拠書類を確認したところ、労働基準法施行規則第24条の7により作成が義務付けられている年次有給休暇管理簿の作成がされていなかった。

各課への照会結果

対応状況
(改善計画)

年次有給休暇管理簿については、賃金台帳に有給休暇に関する項目を新たに追加し、毎月の賃金と併せて管理することとした。